

○廿日市市建設工事競争入札取扱要綱

平成 20 年 3 月 27 日

告示第 67 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）並びに随意契約の取扱いについて、廿日市市契約規則（昭和 63 年規則第 15 号。以下「契約規則」という。）その他に定めのある場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 25 年告示 52 号〕)

(定義)

第 2 条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。

2 この要綱において「工種」とは、建設業法第 3 条第 2 項の規定により許可が与えられる建設業の種類（以下「業種」という。）に対応する建設工事の種類をいう。

3 この要綱において「建設業者」とは、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4 この要綱において「営業所」とは、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。

5 この要綱において「地元業者」とは、建設業法上の主たる営業所（以下「本店等」という。）を本市域内に置く建設業者とする。

6 この要綱において「地域」とは、市域において、平成 15 年合併前における旧市町村及び平成 17 年合併前における旧町の区域をいう。ただし、廿日市地域については、廿日市市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和 44 年教育委員会規則第 1 号）別表に定める学区に基づいて市長が別に設定する区域をいう。

(一部改正〔平成 24 年告示 54 号・令和 5 年 3 9 号〕)

(入札（見積）参加業者名及び入札（見積）参加業者数の非公表)

第3条 職員は、競争入札又は随意契約を行う場合において、当該入札執行前又は見積書徴取前に、当該入札又は見積に参加する業者名及び業者数を職務上知ることが必要な職員以外に漏らしてはならない。

(一部改正〔平成24年告示54号〕)

第2章 競争入札参加資格

(競争入札参加資格の設定)

第4条 契約規則第3条第1項及び第19条第1項の競争入札に参加できる建設業者の資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び申請方法等は、市長が別に定めるところにより設定するものとする。

(一部改正〔平成24年告示54号・203号・230号〕)

(競争入札参加資格の審査の実施)

第5条 競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）は、原則として2年ごとの定期に受け付けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する定期の受付の終了後から次期の定期の受付の開始前までの期間については、期間を定めて、臨時に資格審査申請を受け付けることができるものとする。ただし、競争入札参加資格を有すると認定した建設業者（以下「有資格業者」という。）が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始決定を受けたとき、若しくは更生計画認可決定を受けたとき、又は有資格業者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始決定を受けたとき、若しくは再生計画認可決定を受けたときは、随時に資格審査申請を受け付けるものとする。

3 競争入札参加資格に係る審査の実施を決定したときは、次に掲げる資格審査申請の方法等を公告するものとする。

(1) 競争入札参加資格及びその有効期間

(2) 資格審査申請の受付期間（電子申請（市の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申請を行うこと

をいう。)による資格審査申請の受付を行う場合にあっては、その入力時間を含む。)

- (3) 受付場所(窓口による資格審査申請の受付を行う場合に限る。)
- (4) 資格審査申請に必要な提出書類並びにその提出期限及び提出先
- (5) 資格審査申請の申請方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、資格審査申請に際して必要と認める事項

(一部改正〔平成24年告示54号・230号〕)

(競争入札参加資格の審査)

第6条 競争入札参加資格は、工種別に審査し、その有無を認定するものとする。

- 2 前項に規定する審査に当たっては、資格審査申請を行った建設業者(以下「申請業者」という。)に対して、客観的事項について算定する点数(以下「総合数値」という。)を工種ごとに付与するものとする。
- 3 前項の客観的事項の点数の算定に当たっては、申請業者の審査基準日(前条第1項又は第2項の規定により資格審査申請を受け付けた日をいう。)現在において、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の2の規定により受審した最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「経営規模等評価結果通知書等」という。)の業種別の総合評定値を用いるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、客観的事項の点数の算定に当たって、市長が特に必要と認める場合は、別の算定方法によることができる。

(一部改正〔平成24年告示230号〕)

(競争入札参加資格の格付)

第7条 競争入札参加資格の認定に当たり、次に掲げる工種については、等級区分及びこれに対応する発注工事の請負対象設計金額の範囲(以下「発注標準」という。)を定め、申請業者の格付を行うことができる。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事

- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 水道施設工事

2 前項に規定する申請業者の格付は、工種ごとに別表第1によって決定するものとする。

3 競争入札参加資格の有効期間中における格付等級は、原則として変更しないものとする。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始決定業者及び更正計画認可決定業者については、この限りでない。

(一部改正〔平成24年告示152号〕)

(競争入札参加資格審査機関の設置)

第8条 申請業者の競争入札参加資格を審査するため、廿日市市競争入札参加者審査会（以下「入札参加者審査会」という。）を置く。

2 入札参加者審査会の所掌事務その他必要な事項については、廿日市市競争入札参加者審査会設置要領（平成20年4月1日制定）に定めるところによる。

(一部改正〔平成24年告示230号〕)

(審査結果の通知)

第9条 市長は、契約規則第3条第3項（契約規則第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく審査結果を申請業者に対して通知するものとする。この場合において、第7条第2項の規定に基づき格付等級を決定した工種については、当該等級を明示するものとする。

2 前項の場合において、競争入札参加資格を有しないと認定した申請業者に対しては、同項の通知にその理由を付さなければならない。

(一部改正〔平成24年告示54号・203号・230号〕)

(競争入札参加資格の有効期間)

第10条 第6条第1項の規定に基づき資格を有すると認定した競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格を認定した日から第5条

第 1 項の規定により受付を行う次期の競争入札参加資格の認定の日までとする。

（競争入札参加資格の承継）

第 1 1 条 有資格業者の競争入札参加資格の承継の事務手続きについては、
廿日市市競争入札参加資格承継承認事務取扱要領（平成 2 4 年告示第 2
2 3 号）に定めるところによる。

（一部改正〔平成 2 4 年告示 2 3 0 号〕）

（競争入札参加資格申請事項の変更の届出）

第 1 2 条 市長は、有資格業者に次に掲げる事項について変更があった場合には、速やかに別表第 2 に掲げる書類等を添えて、当該変更事項を届け出させるものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地の変更
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 本店又は営業所等の電話番号等
- (6) 登録の更新、変更、廃業等
- (7) 代表者
- (8) 受任者
- (9) 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設
- (10) 実印
- (11) 契約印（使用印）
- (12) 経営規模等評価結果通知書等
- (13) 営業所専任技術者

（一部改正〔平成 2 4 年告示 2 3 0 号・令和 2 年 1 5 7 号〕）

（競争入札参加資格の取消し）

第 1 3 条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、競争入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の許可を有しないこととなった旨の届出をせず、本市建設工事の競争入札の参加者、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定による随意契約の見積参加者又は同項第2号及び第5号から第9号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになったとき。
 - (2) 本市に提出された経営規模等評価結果通知書等の写しが虚偽申請された経営事項審査によるものであること又は偽造されたものであることが明らかになったとき。
 - (3) 資格審査申請時に提出した書類等が偽装されたものであることが明らかになったとき。
 - (4) 競争入札参加資格の取消しの申出があったとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、当該業者に対して書面によりその旨を通知するとともに、商号又は名称、資格取消日及び理由を公表するものとする。ただし、有資格業者から、同項第4号の申出があったときは、当該有資格業者に対する書面による通知及び公表を行わないものとする。
- 3 市長は、第1項第1号から第3号までの規定に基づき競争入札参加資格を有しないこととなったときはその事実が生じた後2年間、同項第4号の規定に基づき競争入札参加資格を有しないこととなったときは当該競争入札参加資格の満了の日までの間、当該者に係る資格審査申請を認めないものとする。
- 4 競争入札参加資格の取消しは、原則として競争入札参加資格を有するすべての工種を対象とする。ただし、有資格業者から、第1項第4号の申出があったときは、当該届出又は申出のあった工種のみを対象とする。

（一部改正〔平成24年告示54号・152号・203号・230号〕）

（競争入札参加資格者名簿の調製）

第14条 契約規則第3条第3項（契約規則第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により作成する名簿（以下「資格者名簿」という。）は、原則として、第5条第1項に規定する定期の受付に係る認定の際に調製するものとする。ただし、同条第2項の規定による審査を実施した場合その他資格者名簿を変更する必要がある場合は、この限りでない。

（一部改正〔平成24年告示230号〕）

第3章 一般競争入札

（一般競争入札の対象工事）

第15条 一般競争入札の対象となる建設工事は、原則として1件当たりの請負対象設計金額が1,000万円以上のものとする。

（一般競争入札の入札公告）

第16条 一般競争入札に付するときは、契約規則第4条の規定に基づいて公告を行うものとする。

2 前項の公告は、発注する工事ごとに契約規則第5条に規定する事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事名
- (2) 施工場所
- (3) 工事概要及び工期
- (4) 入札参加条件に関すること。
- (5) 入札説明書の交付に関すること。
- (6) 一般競争入札参加資格の確認申請に関すること。
- (7) 契約事務担当部局の名称
- (8) 入札書の提出方法、提出期限又は提出期間及び提出先

（一部改正〔平成24年告示54号・230号・25年52号〕）

（一般競争入札参加条件の設定）

第17条 市長は、一般競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合においては、発注する工事ごとに、入札参加条件を設定することができる。

- 2 前項に規定する入札参加条件は、次の各号により設定するものとする。
- (1) 当該工事に対応する工種について、当該工事に係る公告の日現在において又は開札の時までに、当該年度の資格者名簿に登載されている者であること。
 - (2) 当該工事に係る公告の日現在から開札までの間において、本市から指名除外措置を受けていない者であること。
 - (3) 広島県内に営業所を置く者であること。
 - (4) 当該工事の規模、内容及び技術的難易度等を総合的に勘案し、当該工事の施工に際して必要と認める次の事項について、発注する工事ごとに決定する条件を満たす者であること。
 - ア 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分
 - イ 別表第3の各号に掲げる工種ごとの表の左欄の請負対象設計金額に応じて定める同表右欄の格付又は評定値の範囲
 - ウ 工事の施工実績
 - エ 当該工事に係る配置予定技術者の資格及び実績
 - オ その他必要と認める事項
 - (5) その他市長が特に必要と認める事項
- 3 前項第3号に規定する条件については、市長が特に認めるときは、広島県内又は本市域内に本店等を置く者であることとすることができる。
- 4 第2項第3号に規定する条件に付いて、建設工事の1件当たりの請負対象設計金額が5,000万円未満である場合は、営業所が所在する地域を入札参加条件に加えることができる。
- 5 第2項第4号イの規定により入札参加条件を定めた場合、入札参加対象者が著しく不足する場合又は市長が特に必要と認める場合は、別表第4の各号に掲げる工種ごとの表の左欄の請負対象設計金額に応じて定める同表右欄の格付を入札参加条件に加えることができる。
- 6 第2項第4号イ及び前項の規定にかかわらず、技術的に難易度が高いと市長が認める場合にあっては、別に条件を設定することができる。

7 市長は、第1項の規定に基づき当該工事に係る入札参加条件を設定したときは、発注する工事ごとの公告において明記するものとする。

8 一般競争入札参加条件の設定における請負対象設計金額の区分ごとの入札参加見込業者数の基準については、第26条の表の規定を準用する。ただし、工事成績条件付一般競争入札における当該基準又は市長が認めたものについては、その限りではない。

(一部改正〔平成24年告示152号・230号・25年52号・令和5年39号・6年64号・7年195号〕)

(一般競争入札参加資格の確認申請)

第18条 一般競争入札に参加しようとする者は、発注する工事ごとの公告において指定する日までに、一般競争入札参加資格確認申請書を市長に提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。ただし、入札参加資格の確認を入札後に行う場合（以下「参加資格事後審査型」という。）にあつては、この限りでない。

2 前項の一般競争入札参加資格確認申請書には、次に掲げる書類のうち、発注する工事ごとの公告において指定するものを添付しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 経営規模等評価結果通知書等の写し
- (3) 施工実績調書
- (4) 配置予定技術者調書
- (5) その他必要と認める書類

(一部改正〔平成24年告示54号〕)

(確認結果の通知)

第19条 市長は、前条に規定する一般競争入札参加資格確認申請書の提出があつた場合は、これを確認し、当該申請者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格の有無の通知を行うものとする。

2 前項に規定する通知は、発注する工事ごとの公告において定める日までに行うものとする。ただし、参加資格事後審査型の場合にあつては、この限りでない。

3 第1項の場合において、入札参加資格を有しないことを確認した者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書にその理由を付さなければならない。

(一部改正〔平成24年告示54号〕)

(一般競争入札参加資格の喪失)

第20条 参加資格事後審査型の場合を除き、前条第1項の規定により当該工事に係る入札参加資格を有することの確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該工事に係る一般競争入札に参加することができない。

(1) 第13条第1項に規定する競争入札参加資格の取消し事由に該当することとなったとき。

(2) 第17条第2項に規定する当該工事に係る入札参加条件を満たさないこととなったとき。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

2 前項の場合において、市長は、その者に対して、当該工事に係る一般競争入札に参加することができない理由を付して書面により通知しなければならない。

(一部改正〔平成24年告示54号〕)

(一般競争入札の中止等)

第21条 市長は、一般競争入札に付した場合において、次の各号に該当するときは、当該工事に係る一般競争入札を中止することができる。

(1) 当該工事に係る入札参加資格を有することを確認し得る者が1者に満たないとき。

(2) 当該工事に係る入札参加資格を有することを確認した者が1者に満たなくなったとき。

- 2 前項の規定に基づき当該工事に係る一般競争入札を中止した場合は、市長は、直ちにその旨を公告するものとする。
- 3 第1項第2号により入札を中止する場合は、当該入札参加予定者に対してその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定に基づき一般競争入札を中止した場合は、原則として一般競争入札の再手続を行うものとする。

(開札後の入札無効)

第21条の2 市長は、入札参加者が、開札後から落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その者の行った入札を無効とする。

- (1) 第13条第1項に規定する競争入札参加資格の取消し事由に該当することとなったとき。
- (2) 指名除外措置を受けることとなったとき。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、入札参加資格を満たさなくなったとき及び入札に関する条件に違反することとなったとき。

第4章 指名競争入札

(指名競争入札の方式及び対象工事)

第22条 指名競争入札は、通常型指名競争入札とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これ以外の方式を採用することができる。

- 2 通常型指名競争入札の対象となる建設工事は、次のいずれかに該当する工事とする。
 - (1) 特別な技術を要し、施工可能な者が極めて限定される工事
 - (2) 1件当たりの請負対象設計金額が1,000万円未満の工事
 - (3) 緊急に施工する必要がある災害復旧工事等
 - (4) 市長が特に必要と認める工事
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、第21条第1項の規定に基づき、一般競争入札を中止した場合において新たに指名業者を決定し、再入札

を行おうとするときは、通常型指名競争入札により契約の相手方を決定することができる。

(一部改正〔令和5年告示39号〕)

(通常型指名競争入札)

第23条 通常型指名競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合は、別表第5左欄に掲げる発注工事の種類ごとに、同表中欄又は右欄に掲げる業種について資格の認定を受けている建設業者（以下「資格者」という。）の中から指名競争入札の参加者（以下「指名業者」という。）を選定するものとする。

2 前項の場合において、発注標準を定めている工種にあっては、別表第3の各号に掲げる工種ごとの表の左欄の請負対象設計金額に応じて定める同表右欄の格付に属する者の中から選定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、別表第4の各号に掲げる工種ごとの表の左欄の請負対象設計金額に応じて定める同表右欄の格付を有する資格者で工事成績が良好な者のうちから選定することができる。この場合、当該選定する指名業者の数は、当該建設工事の指名業者の総数の原則として3分の1を超えることができないものとする。

(1) 当該建設工事が継続事業に属し、その前工事を施工している場合

(2) 当該建設工事の施工箇所に近接した場所で、他の工事を施工している場合

(3) 当該建設工事と密接な関連のある他の工事を施工している場合

(4) その他特別の理由によって、その者を選定することが有利であると認められる場合

4 当該工種及び請負対象設計金額に対応する等級区分に属する者が著しく不足する場合並びに市長が特に必要と認める場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、通常型指名競争入札に参加できる者を選定することができる。

(一部改正〔平成24年告示152号・230号・29年32号〕)

(通常型指名競争入札の選定基準)

第24条 前条の規定により通常型指名競争入札に参加できる者を選定するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 地理的条件
- (5) 手持工事の状況
- (6) 工事についての技術的特性
- (7) 安全管理及び労働福祉の状況
- (8) 同種の工事についての経験
- (9) 技術者の状況
- (10) 工事に係る設計業務等の受託者との関係性
- (11) 工区設定の状況
- (12) 有効な経営規模等評価結果通知書等の有無

(通常型指名競争入札の優先指名)

第25条 前条の場合において、次のいずれかに該当する者については、他に優先して指名業者として選定することができる。

- (1) 一般競争入札を中止したことに伴い、通常型指名競争入札に移行した場合における当該入札参加申込者（談合情報対応マニュアル（平成7年4月1日制定）に規定する手続に伴い入札を中止した場合を除く。）
- (2) 地元業者であって中小企業者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(通常型指名競争入札の指名業者数)

第26条 第23条の規定により通常型指名競争入札に参加できる者を指名するときは、次の区分に応じた業者数を確保するものとする。ただし、緊急に施工する必要がある災害復旧工事等特別の理由がある場合はこれによらないことができる。

請負対象設計金額	指名業者数
----------	-------

5 0 0 万円未満	5 者以上
5 0 0 万円以上 1 , 0 0 0 万円未満	6 者以上
1 , 0 0 0 万円以上 5 , 0 0 0 万円未満	7 者以上
5 , 0 0 0 万円以上 1 億円未満	1 1 者以上
1 億円以上	1 4 者以上

(一部改正〔平成26年告示44号・令和5年39号〕)

(通常型指名競争入札の指名通知)

第27条 市長は、通常型指名競争入札に係る指名業者を決定した場合は、速やかに当該業者に対して、指名通知書により指名の通知を行うものとする。

(指名業者としての資格の喪失)

第28条 前条の規定により、当該工事に係る指名業者としての通知を受けた者が指名通知後において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該工事に係る通常型指名競争入札に参加することができない。

- (1) 第13条第1項に規定する競争入札参加資格の取消事由に該当することとなったとき。
- (2) 当該工事に係る指名業者としての通知を受けた後、指名除外措置を受けることとなったとき。
- (3) 第24条第1号、第2号及び第7号において、指名業者として選定しないこととしている者に該当することとなったとき。

(一部改正〔平成29年告示32号〕)

(通常型指名競争入札の中止)

第29条 市長は、通常型指名競争入札に付した場合において、指名した者のうち入札に参加する者が2者に満たなくなるときは、当該工事に係る通常型指名競争入札を中止することができる。

2 前項の規定に基づき当該工事に係る通常型指名競争入札を中止した場合は、市長は、当該入札参加者に通知するものとする。

第5章 補則

(入札参加者審査機関の設置)

第30条 競争入札に参加できる者を適正に確認し、又は選定するため、入札参加者審査会を置く。

(見積期間)

第31条 市長は、建設工事を第15条に規定する競争入札に付する場合は、第16条に規定する入札公告に記載されている設計図書等の閲覧期間の初日の翌日から入札日の前日までに、第22条第2項に規定する競争入札に付する場合は、指名の通知の日の翌日から入札日の前日までに、次に掲げる区分により見積期間を設けるものとする。この場合において、原則として土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は期間に算入しないものとする。

請負対象設計金額	見積期間
500万円未満	1日以上
500万円以上5,000万円未満	10日以上
5,000万円以上	15日以上

2 市長は、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、請負対象設計金額が500万円以上の工事にあつては見積期間を5日以内に限り短縮することができる。

(予定価格の設定)

第32条 市長は、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合にあっては、当該工事の請負対象設計金額を基に、当該工事に係る予定価格を適正に定めなければならない。

(調査基準価格)

第33条 市長は、競争入札により契約の相手方を決定しようとする場合において、当該工事の請負対象設計金額が2億5,000万円以上のとき、当該工事に係る入札が施行令第167条の10の2第1項及び第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する入札（以下「総合評価方式」という。）のとき又は市長が必要と認めるときは、調査基準価格を設定することができる。

- 2 前項の調査基準価格の算定方法、その他必要な事項については、廿日市市低入札価格調査制度事務取扱要綱（平成25年告示第50号。以下「低入札要綱」という。）に定める。

（一部改正〔平成24年告示54号・152号・230号・25年52号・26年44号・29年32号・30年25号〕）

（最低制限価格）

第34条 市長は、競争入札（総合評価方式を除く。）により契約の相手方を決定しようとする場合において、当該工事の請負対象設計金額が2億5,000万円に満たないときは、最低制限価格を設定することができる。

- 2 前項の最低制限価格は、次の算式により得た額とする。

$$A = (\text{最低制限価格基準額} \times \text{無作為係数}) \times 110 / 100$$

$$\text{最低制限価格基準額} = a + b + c + d$$

この算式において、A、a、b、c、d及び無作為係数は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 $a + b + c + d$ の合計額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる（単価契約の場合を除く。）ものとし、当該端数を切り捨てた後の額（単価契約の場合においては、 $a + b + c + d$ の合計額）が当該工事の予定価格の110分の100に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には当該工事の予定価格の110分の100に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格基準額とし、当該工事の予定価格の110分の100に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合には当該工事の予定価格の110分の100に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を最低制限価格基準額とする。また、最低制限価格基準額に無作為係数を乗じた額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

A：当該工事の最低制限価格（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

a：当該工事の直接工事費の額×0.97（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

b：当該工事の共通仮設費（積上分＋率分）の額×0.9（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

c：当該工事の現場管理費の額×0.9（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

d：当該工事の一般管理費の額×0.68（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

無作為係数：電子計算機の乱数機能により無作為に算出される1から1.00500までの値（小数第6位以下を切捨て）

3 前項の場合において、直接工事費、共通仮設費積上分、共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費等の定義は、「農林水産省土地改良工事積算基準」、「治山林道必携」、国土交通省作成の「港湾請負工事積算基準」、国土交通省監修の「下水道用設計標準歩掛表」、「公共建築工事積算基準」、「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」及び広島県作成の「土木工事標準積算基準書」によるものとし、最低制限価格の算定に用いる工事の種類別の工事費内訳については、低入札要綱別表によるものとする。

4 第1項の規定により最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格に満たない価格で申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 最低制限価格の算出は、開札時に行うものとする。

6 最低制限価格を決定したときは、最低制限価格調書を作成するものとする。

（一部改正〔平成24年告示54号・230号・25年52号・206—2号・26年44号・27年40号・29年32号・30年25号・31年80号・令和2年25号・5年39号・7年44号〕）

(入札回数)

第35条 競争入札に付する場合の入札回数は、1回とする。

(入札の辞退)

第36条 通常型指名競争入札に係る指名業者は、指名を受けたときから入札執行の完了の時までの間において、書面をもっていつでも当該入札を辞退することができる。ただし、電子案件にあっては、この限りでない。

(一部改正〔平成24年告示54号〕)

(随意契約)

第37条 施行令第167条の2第1項第1号、第2号及び第5号から第7号までの規定により随意契約をする場合の業者選定については第23条、第24条及び第28条の規定を、見積期間については第31条の規定を、予定価格の設定については第32条の規定を、それぞれ準用する。

2 施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約をする場合においては、なるべく3者以上の見積参加者を確保するものとする。

3 前項に規定する随意契約をする場合の見積回数については、初度及び再度を合わせて3回を限度とする。

(委任)

第38条 この要綱に定めるもののほか、競争入札及び随意契約の実施に当たり必要となる事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

(経過措置)

2 この告示の施行前に決定する必要がある競争入札の取扱いについては、なお従前の例による。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

- 3 平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間における第15条及び第22条第2項第2号の規定の適用については、平成26年3月31日までに入札の執行手続が完了している建設工事を除き、これらの規定中「1,000万円」とあるのは「4,000万円」とする。

(一部改正〔平成24年告示54号・25年52号・26年44号・27年40号・28年26号・29年32号・30年25号・31年80号・令和2年25号・3年40号・4年73号〕)

(廿日市市建設工事指名業者等選定要綱の廃止)

- 4 廿日市市建設工事指名業者等選定要綱(昭和61年4月1日制定)は、廃止する。

(公募型指名競争入札事務処理要領の廃止)

- 5 公募型指名競争入札事務処理要領(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成21年3月25日告示第58号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日告示第50号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年7月20日告示第129号)

- 1 この告示は、平成22年7月20日から施行する。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

附 則(平成22年10月15日告示第168号)

- 1 この告示は、平成22年10月15日から施行する。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

(一部改正〔平成26年告示44号〕)

附 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 68 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 23 年 4 月 28 日告示第 102 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 24 年 3 月 28 日告示第 54 号）

1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 24 年 6 月 1 日告示第 152 号）

この告示は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 24 年 8 月 31 日告示第 203 号）

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 24 年 10 月 12 日告示第 230 号）

この告示は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 52 号）

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

（一部改正〔平成 26 年告示 44 号〕）

附 則（平成 25 年 10 月 1 日告示第 206—2 号）

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日までに完了する工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日告示第 44 号）

- 1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中附則第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに第 2 条から第 9 条までの改正規定は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（附則第 1 項及び第 2 項の改正規定を除く。）の施行前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日告示第 40 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 18 日告示第 26 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 32 号）

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 21 日告示第 25 号）

- 1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 80 号）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。
- 3 第 34 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 10 月 1 日前に目的物の引渡し完了する工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日告示第 25 号）

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月1日告示第157号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日告示第40号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第73号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日告示第39号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第64号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第44号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日告示第195号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

（全部改正〔平成24年告示152号〕）

等級区分

（1） 土木一式工事

等級	総合数値
A	1, 100点以上
B	850点以上1, 100点未満
C	700点以上850点未満
D	500点以上700点未満
E	500点未満

（2） 建築一式工事

等級	総合数値
A	1, 100点以上
B	800点以上1, 100点未満
C	700点以上800点未満
D	500点以上700点未満
E	500点未満

(3) 電気工事

等級	総合数値
A	1, 000点以上
B	850点以上1, 000点未満
C	650点以上850点未満
D	650点未満

(4) 管工事

等級	総合数値
A	1, 000点以上
B	850点以上1, 000点未満
C	650点以上850点未満
D	650点未満

(5) 舗装工事

等級	総合数値
A	900点以上
B	650点以上900点未満
C	650点未満

(6) 水道施設工事

等級	総合数値
A	1, 000点以上
B	850点以上1, 000点未満
C	650点以上850点未満

D	6 5 0 点未満
---	-----------

別表第 2 （第 1 2 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 1 5 7 号〕）

競争入札参加資格申請事項の変更の届出の添付書類

	変更事項	添付書類
1	商号又は名称	登記事項証明書又は建設業許可変更届出書、印鑑証明書、委任状
2	本店の所在地	登記事項証明書又は建設業許可変更届出書
3	営業所等の名称	委任状
4	営業所等の所在地	建設業許可変更届出書、委任状
5	本店又は営業所等の電話番号等	不要
6	登録の更新、変更、廃業等	許可書等
7	代表者	登記事項証明書又は建設業許可変更届出書
8	受任者	委任状
9	契約権限等の委任を伴う営業所等の新設	建設業許可変更届出書、営業所一覧表、委任状、専任技術者証明書
1 0	実印	印鑑証明書、委任状
1 1	契約印（使用印）	使用印鑑届又は委任状
1 2	経営規模等評価結果通知書等	新通知書
1 3	営業所専任技術者	専任技術者証明書

別表第 3 （第 1 7 条・第 2 3 条関係）

（全部改正〔平成 2 6 年告示 4 4 号〕）

発注標準(1)

(1) 土木一式工事

請負対象設計金額	格付		
5 億円以上	A		
1 億円以上 5 億円未満	A	B	
3, 000 万円以上 1 億円未満	B	C	
1, 000 万円以上 3, 000 万円未満	B	C	D
500 万円以上 1, 000 万円未満	C		D
500 万円未満	D	E	

(2) 建築一式工事

請負対象設計金額	格付		
5 億円以上	A		
2 億円以上 5 億円未満	A	B	
1 億円以上 2 億円未満	A	B	C
5, 000 万円以上 1 億円未満	B	C	
1, 500 万円以上 5, 000 万円未満	B	C	D
1, 000 万円以上 1, 500 万円未満	C		D
500 万円以上 1, 000 万円未満	C	D	E
500 万円未満	D		E

(3) 電気工事

請負対象設計金額	格付	
2 億円以上	A	
5, 000 万円以上 2 億円未満	A	B
1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C
1, 000 万円未満	C	D

(4) 管工事

請負対象設計金額	格付
2 億円以上	A

5, 000 万円以上 2 億円未満	A	B
1, 000 万円以上 5, 000 万円未満	B	C
1, 000 万円未満	C	D

(5) 舗装工事

請負対象設計金額	格付		
3, 000 万円以上	A		
1, 000 万円以上 3, 000 万円未満	A	B	
500 万円以上 1, 000 万円未満	A	B	C
500 万円未満	B	C	

(6) 水道施設工事

請負対象設計金額	格付		
5 億円以上	A		
1 億円以上 5 億円未満	A	B	
3， 0 0 0 万円以上 1 億円未満	B	C	
1， 0 0 0 万円以上 3， 0 0 0 万円未満	B	C	D
5 0 0 万円以上 1， 0 0 0 万円未満	C		D
5 0 0 万円未満	D		

別表第 4 (第 17 条・第 23 条関係)

(全部改正〔令和 5 年告示 39 号〕)、一部改正〔令和 7 年告示 44 号〕)

発注標準(2)

(1) 土木一式工事

請負対象設計金額	格付
5 億円以上 7 億 5, 000 万円未満	B
1 億円以上 2 億 5, 000 万円未満	C
1, 000 万円以上 1 億円未満	A
3, 000 万円以上 5, 000 万円未満	D
500 万円以上 1, 500 万円未満	E

1, 000万円未満	B
500万円未満	C

(2) 建築一式工事

請負対象設計金額	格付	
5億円以上7億5,000万円未満	B	
2億円以上2億5,000万円未満	C	
1,000万円以上1億円未満	A	
5,000万円以上8,000万円未満	D	
1,500万円以上4,500万円未満	E	
1,000万円以上1,500万円未満	B	E
500万円以上1,000万円未満	B	
500万円未満	B	C

(3) 電気工事

請負対象設計金額	格付	
2億円以上2億5,000万円未満	B	
5,000万円以上1億2,000万円未満	C	
1,000万円以上5,000万円未満	A	D
1,000万円未満	B	

(4) 管工事

請負対象設計金額	格付	
2億円以上2億5,000万円未満	B	
5,000万円以上1億2,000万円未満	C	
1,000万円以上5,000万円未満	A	D
1,000万円未満	B	

(5) 舗装工事

請負対象設計金額	格付	
3,000万円以上6,000万円未満	B	
1,000万円以上5,000万円未満	C	

(6) 水道施設工事

請負対象設計金額	格付	
5億円以上7億5,000万円未満	B	
1億円以上2億5,000万円未満	C	
5,000万円以上1億円未満	A	
3,000万円以上5,000万円未満	D	
500万円以上1,000万円未満	B	
500万円未満	B	C

別表第5 (第23条関係)

(一部改正〔平成24年告示152号・27年40号・29年32号〕)

発注工事別指名業種表

発注工事の種類	業種	
	A (一体で発注するとき)	B (部分を単体で発注するとき)
一般土木工事	土木一式工事	
		とび・土工・コンクリート工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事
		解体工事
プレストレストコンクリート工事	プレストレストコンクリート工事	

橋梁上部工事	土木一式工事	
		プレストレストコンクリート工事
		とび・土工・コンクリート工事
		鋼橋上部工事
法面処理工事	土木一式工事	
		法面処理工事
造園工事	土木一式工事	
	造園工事	
		とび・土工・コンクリート工事
舗装工事	舗装工事	
水道施設工事	土木一式工事	
		水道施設工事
		管工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
さく井工事	さく井工事	
塗装工事	塗装工事	

発注工事の種類	業種	
	A (一体で発注するとき)	B (部分を単体で発注するとき)
建築工事	建築一式工事	
		大工工事
		とび・土工・コンクリート工事

		左官工事
		石工事
		タイル・れんが・ブロック工事
		鋼構造物工事
		鉄筋工事
		防水工事
		内装仕上工事
		建具工事
		ガラス工事
		板金工事
		屋根工事
		塗装工事
		清掃施設工事
		消防施設工事
		解体工事
機械設備工事	機械器具設置工事	
		鋼構造物工事
暖冷房・衛生設備工事	管工事	
		熱絶縁工事
		消防施設工事
電気設備工事	電気工事	
通信設備工事	電気通信工事	

(注) 右欄に掲げる業種に係る工事の部分のみを単体で発注するときは、当該業種についての資格者のうちから指名業者を選定し、それ以外の場合には、中欄に掲げる業種についての資格者のうちから指名業者を選定する。